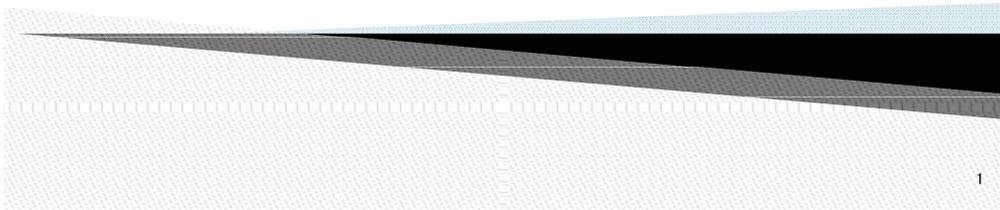


平成29年度長久手市地域防災計画の修正概要について



説明項目

- 1 平成29年度長久手市地域防災計画の修正要旨
- 2 平成30年度愛知県地域防災計画修正原案の概要
- 3 今後の予定



説明項目

- 1 平成29年度長久手市地域防災計画の修正要旨
- 2 平成30年度愛知県地域防災計画修正原案の概要
- 3 今後の予定



3

修正事項

- 1 平成28年熊本地震の課題検証報告を踏まえた修正事項
- 2 愛知県の取り組みによる修正事項
- 3 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正



4

平成29年度長久手市地域防災計画の修正要旨

I 地域防災計画修正の根拠(P1)

項目	災害対策基本法	内容
地域防災計画の作成・修正	第42条	市防災会議は、防災基本計画に基づき、 地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
市防災会議の所掌事務	第16条	・地域防災計画を作成し、及びその実施を推進 ・防災に関する 重要事項を審議する。

5

平成29年度長久手市地域防災計画の修正要旨

II 平成28年熊本地震の課題検証報告を踏まえた修正事項

- (1) 支援物資の円滑な受援供給体制の整備
- (2) 広域応援訓練の実施
- (3) 車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援
- (4) 防災拠点となる市の庁舎の耐震化
- (5) 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実
- (6) 民間事業者等と連携した防災意識の啓発活動

6

平成29年度長久手市地域防災計画の修正要旨

II 平成28年熊本地震の課題検証報告を踏まえた修正事項

(1) 支援物資の円滑な受援供給体制の整備(P6)

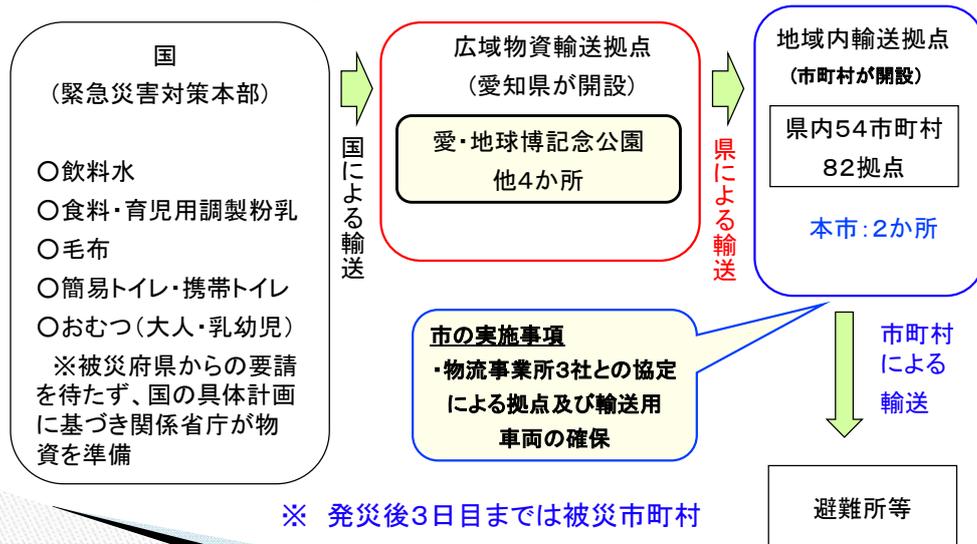
熊本地震では、国がプッシュ型支援を実施したが、被災地周辺に物資が集積しているにもかかわらず、**マンパワーの不足や避難所までの物流体系が整わない**等で被災者の手元まで支援物資が届かなかった。

⇒ 支援物資の受入・供給を行うため県と市が連携して、**物資拠点の見直し、物資拠点における作業体制等について検討を行う、関係機関が連携して物資拠点等における訓練を行う**記載を追加

7

平成29年度長久手市地域防災計画の修正要旨

プッシュ型の物資調達のイメージ



8

平成29年度長久手市地域防災計画の修正要旨

II 平成28年熊本地震の課題検証報告を踏まえた修正事項

- (3) 車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援
(P7～8)

熊本地震では、車やテントなど、指定避難所以外に避難した被災者が多数発生し、実態の把握が困難であった。また、車中泊等の長期化で、エコノミークラス症候群の患者が発生

⇒ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭において運営体制を検討する記載を追加

9

平成29年度長久手市地域防災計画の修正要旨

II 平成28年熊本地震の課題検証報告を踏まえた修正事項

- (4) 防災拠点となる市庁舎の耐震化(P8～9)

熊本地震では、災害応急対策の実施拠点となる市町村庁舎に損壊や倒壊の危険性が生じたことで庁舎の全部又は一部が使用できなくなり、行政の機能が低下

⇒ 防災拠点となる市庁舎等について、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修等を促進する記載を追加

10

平成29年度長久手市地域防災計画の修正要旨

Ⅲ 愛知県の取り組みに係る修正事項

- (1) 災害廃棄物処理計画の策定
- (2) 復興体制の検討

11

平成29年度長久手市地域防災計画の修正要旨

Ⅲ 愛知県の取り組みに係る修正事項

- (1) 災害廃棄物計画の策定(P11)
 - 災害廃棄物対策を行う際には、県が平成28年10月に作成した「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づき**市の災害廃棄物処理計画を作成し**、また、県が行う技術的援助を受け**適正・かつ円滑・迅速に処理**できるようにする。
 - ⇒ **県が実施する、人材育成・訓練に参加させる等の記載を追加**
- (2) 復興体制の検討(P12)
 - 県は、平成28年度に**復興本部の体制や庁内各部局における各種復興施策の実施体制の大枠**を定めた復興体制の検討を実施
 - ⇒ **市においても、第4編「災害復旧・復興」に復興体制及び復興計画の策定に係る記載を追加**

12

平成29年度長久手市地域防災計画の修正要旨

IV 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

- (1) 住家被害認定調査に関する体制の強化
- (2) 避難情報に係る名称の変更
- (3) 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

13

平成29年度長久手市地域防災計画の修正要旨

IV 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

- (1) 住家被害認定調査に関する体制の強化(P13)
 罹災証明書の発行経験のある人員の不足や発行のための体制の問題から迅速に発行することができなかった。
 ⇒ 住家被害の調査や罹災証明書の発行体制及び県による応援体制に係る記述の拡充や業務支援システムの活用検討に関する記述を追加
- (2) 避難情報に係る名称の変更(P14~15)
 平成28年台風10号災害では、高齢者施設において、避難準備情報の意味が正確に伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかった。
 ⇒ 「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」「避難指示」を「避難指示（緊急）」に変更

14

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

(2) 避難情報に係る名称の変更

内容(概要)	変更後	変更前
人的被害の発生する 危険性が非常に高い 状況です。 直ちに避難 してください。	避難指示(緊急)	避難指示
該当地域に居住する方は 示された避難場所 などへの 避難行動を開始 してください。	避難勧告	避難勧告
高齢者など避難に時間のかかる方は避難行動を開始 してください。 それ以外の方は家族等と連絡を取り、非常用持ち出し品の用意をするなど、避難準備を開始してください。	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難準備情報

15

平成29年度長久手市地域防災計画の修正要旨

30災対第74-1号
平成30年4月9日

長久手市防災会議会長
長久手市長 吉田 一平 殿

愛知県知事 大村 秀章 

長久手市地域防災計画の修正について(通知)

平成30年3月29日付け30長防会第3号で報告のありましたこのことについて、勧告等はありません。

担 当 防災局災害対策課
調整グループ(小島)
電 話 052-954-6192(ダイヤルイン)
ファックス 052-954-6912
電子メール saigitaisaku@pref.aichi.lg.jp
無 線 発信番号-600-2516

16

説明項目

- 1 平成29年度長久手市地域防災計画の修正要旨
- 2 平成30年度愛知県地域防災計画修正原案の概要
- 3 今後の予定



17

修正事項

- 1 愛知県の取り組みに係る修正
- 2 水防法や土砂災害防止法の改正等に伴う修正
- 3 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正



18

平成30年度愛知県地域防災計画修正原案の概要

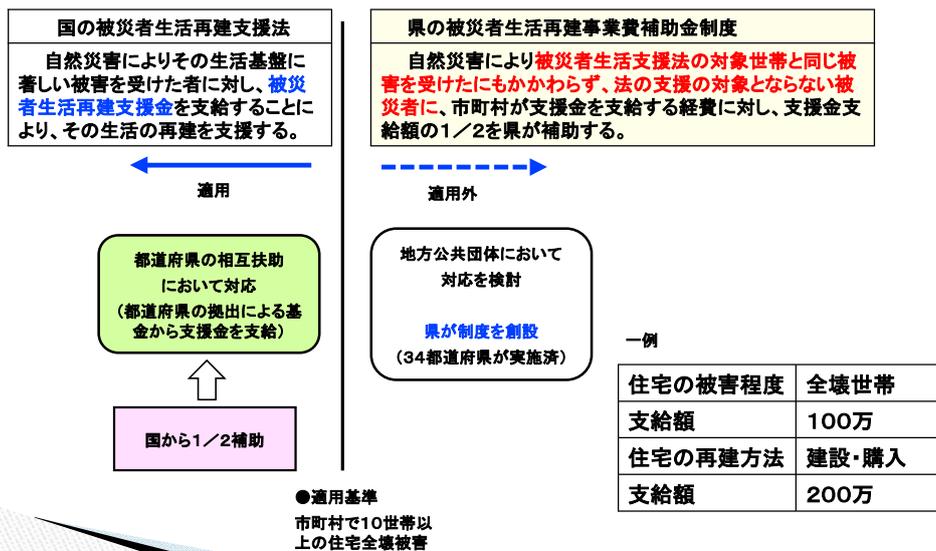
1 愛知県の取り組みに係る修正

- (1) 被災者生活再建支援に係る独自制度の創設
- (2) ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開
- (3) 建設団体の指定公共機関への追加
- (4) ヘリコプターテレビ伝送システムの整備

19

平成30年度愛知県地域防災計画修正原案の概要

(1) 被災者生活再建支援に係る独自制度の創設



20

平成30年度愛知県地域防災計画修正原案の概要

2 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

- (1) 予想される水害の危険性の周知
- (2) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- (3) 避難確保計画を作成しない要配慮者施設の管理者に対する指示
- (4) 水防活動を行う民間事業者による緊急通行等

21

平成30年度愛知県地域防災計画修正原案の概要

2 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月に改正された。

改正のポイント	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、 避難確保計画の作成や・避難訓練の実施が義務 となった。
本市の対応状況	<p>○本市における該当施設(土砂災害警戒区域内) (平成30年3月に改正の趣旨等について説明) ・あいちたいようの杜、もりの幼稚園、さがみねハウス</p> <p>○今後の予定 平成30年9月を目処に避難確保計画を作成、その後避難訓練を実施する予定 (あいちたいようの杜については、避難確保計画(案)を作成、市が内容を確認・指導を行った。)</p>

22

平成30年度愛知県地域防災計画修正原案の概要

3 国の防災基本計画の修正やその他の法令の改正等に伴う修正

- (1) 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理
- (2) 港湾法の一部改に伴う国土交通省への支援要請に係る記載の記述

23

平成30年度愛知県地域防災計画修正原案の概要

3 国の防災基本計画の修正やその他の法令の改正等に伴う修正

- (1) 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理
津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、**立退き避難を原則**とする。

津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には**避難指示(緊急)のみを発令**する。

24

説明項目

- 1 平成29年度長久手市地域防災計画の修正要旨
- 2 平成30年度愛知県地域防災計画修正原案の概要
- 3 今後の予定

25

3 今後の予定

月	平成30年			平成31年	
	2月	3月	6月	2月	3月
		防災会議	防災会議		防災会議
29年度計画修正	事前協議 尾張県民事務所との	29年度市計画 (修正案)の承認	県との本協議 県からの29年度 市計画(修正案)の 報告		
30年度計画修正			県から30年度県計画 (修正案)を受領	県計画(修正案)に基づき 市計画を修正	尾張県民事務所との 事前協議 30年度市計画 (修正案)の承認

26